

令和8年度 いじめ防止基本方針

中津市立三保小学校

目次

- 1 「いじめ」の定義と「いじめ」に対する基本的な考え方… 1
 - (1) いじめの定義
 - (2) 基本的な考え方
 - (3) 具体的ないじめの態様例
 - (4) 学校及び職員の責務

- 2 推進体制… 2
 - (1) 学校内の組織
 - (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- 3 いじめの未然防止… 3
 - (1) 児童理解の推進
 - (2) 互いに認め合い支え合う集団づくり
 - (3) 保護者・地域への働きかけ

- 4 「いじめ」の早期発見… 5
 - (1) 「いじめ」調査に関すること
 - (2) 「いじめ」相談体制
 - (3) 「いじめ」につながる児童の問題行動の把握
 - (4) いじめの防止に関わる資質の向上
 - (5) ネット上のいじめへの対応

- 5 いじめを認知した場合の対応… 9

- 6 重大事態への対応… 11
 - (1) 重大事態とは
 - (2) 学校による対処

中津市立三保小学校いじめ防止基本方針

1 「いじめ」の定義と「いじめ」に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法 第2条)

(2) 基本的な考え方

「いじめ」はどの学校・学年・学級でも起こり得るものであり、「いじめ」問題に全く無関係な児童はいないという基本認識にたち、全校の児童が「いじめ」のない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、この「いじめ防止基本方針」を策定した。

「いじめ」問題に取り組むにあたっては、「いじめ」の特質を十分に認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、「いじめ」が認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

以下は教職員がもつべき「いじめ問題」についての基本的な認識である。

- ① 「いじめ」は人間として絶対に許されない人権侵害であるという強い認識にたつ。
- ② 「いじめ」はいつでも、どの学校でも、どの子にも起こりえると考え。
- ③ 「いじめ」に対しては徹底して被害者の立場に立った指導を基本とする。
- ④ 「いじめ」の初期段階での発見に努め、日常のささいな予兆を見逃さない。
- ⑤ 「いじめ」はその行為の態様により犯罪として刑法に抵触する。
- ⑥ 「いじめ」は学校組織、教職員の指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ 「いじめ」は学校・地域・家庭がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む必要がある。
- ⑧ 「いじめ」は家庭の在り方に大きくかかわる問題である。

(3) 具体的ないじめの態様例

① 冷やかしかからかい、悪口や暴言等、嫌なことを言われる

- ・身体や動作等について不快なことを言われたり、言葉遣い、発音等について執拗に真似したりすること。
- ・存在を否定されたり、嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれたりするなど。
- ・他の人より強い言葉を言われたり、激しい言葉を使われたりする。

- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる、席を離されるなど。
 - ・対象の子の席に座らなかつたり、掃除の時に運ばなかつたりする。
 - ・活動や会話の中に入れなかつたり、入ることができなかつたりする。
- ③ 身体をぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・強弱を問わず身体をたたかれたり、触っていないふりをされたりする。
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返され、遊びと称して対象の子が技をかけられるなどする。
- ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・脅かされ、お金や所有物を取られる
 - ・靴に画鋸やゴミを入れられる、写真や鞆、靴等を傷つけられたり隠されたりする。
 - ・机や壁面等に落書きをされる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・万引きや恐喝等法に触れる行為を強要される
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・教師や大人に対して暴言を強制されるなど。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに個人情報等を載せられる。
 - ・いたずらや中傷、脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外されるなど。

(4) 学校及び職員の責務

教職員は、「いじめ」が行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体で「いじめ」の未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めなければならない。

特に、早期発見にあつては、児童生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して見過ごさず、管理職等に連絡・相談をして速やかに「いじめ」に適切な対処をしなければならない。

2 推進体制

(1) 学校内の組織

① いじめセクハラ不登校対策委員会（いじめ対策委員会）

〈目的〉「いじめ」の防止、「いじめ」の早期発見、「いじめ」への対処等を組織的に行

う。

〈委員会の構成〉

校長 教頭 教育相談コーディネーター 養護教諭 学年部代表 担任 SC SS
W

〈開催〉学期1回以上開催する。

②生活指導会議

〈目的〉毎週水曜日に、全教職員で児童の現状や指導についての情報交換、共通理解、指導の方向性について話し合いを行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

①いじめ対策会議

〈目的〉「いじめ」事案に関して緊急を要する問題が発生した場合、市教委、保護者、地域、その他関係機関と連携し支援要請、対処等を行う。

〈構成〉校長 教頭 教務主任 生活指導主任 養護教諭 関係学年担任 学校運営協議会委員 中津市教委 SC SSW

②いじめ体罰調査委員会

〈目的〉校内のいじめ・体罰調査の結果について学校運営協議会委員を交えて検討し、いじめ・体罰の防止を図る。

〈構成〉校長 教頭 生活指導主任 学校運営協議会委員

3 いじめの未然防止

「いじめはどの学級にも、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、「いじめが起こらない学級・学校づくり」に向け、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てていかななくてはならない。そのために児童の生活背景や地域や学校の特性を踏まえ、全教職員で「いじめは絶対に許されない。」という強い認識のもと教育活動全体を通して指導し、「いじめ」につながる事象の早期発見・指導へと協力協働体制を構築する必要がある。

(1) 児童理解の推進

①教職員のアンテナを高くする

学級の様子や個々の児童の変化をつかむには、教職員の気づきが大切である。児童のささいな言動をきっかけに、「いじめ」に繋がる事象を感知することが求められる。教職員は日々の一人ひとりの児童の変化をとらえるアンテナを高くし、対話と観察から児童の状況を把握していかななくてはならない。

〈観察の視点〉

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に全教職員で、児童が形成するグループや人間関係、行動の実態を把握する。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行うとともに管理職等に報告する。

・自問ノートや日記、連絡帳等を活用し、児童の心理的变化をつかむ。

②実態把握

個々の児童の状況や学級の状態を把握したうえで、表面に現れていない（捉えきれていない）事象について定期的に調査する必要がある。そのため本校では学期毎に児童に対してアンケート調査等を実施するほか、教育相談（ケース会議）等を積極的に行い個々の児童の状況や思いを把握する。

〈実態把握の取り組み〉

- ・日常的な家庭訪問、教育相談により、児童と保護者の思いや家庭背景を把握するように努める。
- ・日常的に児童に声かけをおこない、児童が気軽に相談できる体制を築く。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全校児童を対象にした相談体制を構築する。
- ・いじめ実態調査アンケートを年に3回実施（1学期、2学期、3学期）する。その他、実態に応じて随時調査を実施する。
- ・教育相談体制を充実させるため気になる児童を対象にケース会議を開催する。

（2）互いに認め合い支え合う集団作り

子どもたちが主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を育成していくことは「いじめ」防止に向けて大変重要と考える。子どもたちは周囲の環境に大きく影響を受け、日常的に接する機会が多い教職員の姿勢は重要な教育環境の一つといえる。教職員が子どもの成長に責任をもち、望ましい人間関係を構築できる環境を進んで形成し、配慮を要する児童を中心に据えた教育実践を行うことが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、「いじめ」の発生を抑止し、未然防止の上で大きな力となると考える。

〈人権教育の充実〉

- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない。」ことを児童に理解させる。
- ・人権教育の基盤である人権感覚の育成や生命の尊重の精神を育むとともに保護者・地域と連携した人権意識の高揚を図る。
- ・情報モラル教育を各学年の発達段階に応じて積極的に実施し、近年増加しているネットモラル等の正しい知識を学習させる。
- ・人権学習資料を使った授業を行い、年に1度参観授業（9月）を行う。

〈道徳教育の充実〉

- ・望ましい道徳的価値にふれることにより、豊かな人間性を培い「いじめ」に対する適切な判断力を見付けさせる。
- ・学級の実態に応じた適切な資料や題材を用いた指導方法を工夫する。
- ・「やさしさ」や「思いやり」等について考えることで、自他の日常の行動を見つめなおし見直していくことによって、いじめを抑止する。

〈体験教育の充実〉

- ・児童が他者や地域、社会、自然との関わりの中で自己と向き合い、生命に対する畏敬の念、感動する心、生きる喜び等に気づき、体得できる活動を取り入れていく。
- ・発達段階や教育課程に応じて、福祉体験・ボランティア体験等体験的な活動を計画的、段階的に教育活動に取り入れる。

〈特別活動の充実〉

- ・三保っ子タイム等、異学年や地域の人々との交流を図るコミュニケーション活動を意図的に取り入れる。
- ・集団活動の中で、楽しさややさしさ、他者の痛みやきつさを共感的に受容するための創造力や感受性を活動の中で身に付け、対等で豊かな人間関係を育成する。

(3) 保護者・地域への働きかけ

学級懇談、地区連絡会等において、「いじめ」の実態や指導方針などの情報を提供し、「いじめ」問題に対する啓発、家庭での協力・支援を要請していく。また、家庭教育の大切さなどを具体的に提示し講演会等の場を設ける。学級通信、学校便り等を有効に活用し広報活動を展開する。

〈保護者との連携〉

- ・年間4回の学級懇談及び年2回の地区懇談会等の機会で、「いじめ」に対する学校の方針を保護者に伝え学校の取り組みや相談体制等を周知する。
- ・学校内外の会議、委員会を活用しながら保護者と連携して情報の収集や協力を要請する。

〈保護者地域への啓発〉

- ・各種会議の場や学校便り等を活用して保護者や地域住民に「いじめ」問題に対する啓発活動を推進する。

4 「いじめ」の早期発見

「いじめ」につながる事象は早期に発見することで未然防止、早期解決につながる。その前提として、教職員は児童と信頼関係の構築が大切となる。日常の教職員の姿勢が問われているともいえる。「いじめ」は学校や保護者が気づきにくいところで発生し潜在化していくことを認識し、教職員が児童の些細な変化を敏感に察知し「いじめ」を見逃さない感覚を向上させていく必要がある。また、教職員間で児童に関する情報を共有し保護者・地域と連携しながら情報を収集していかななくてはならない。

(1) 「いじめ」調査に関すること

「いじめ」を早期に発見するために下記の調査を実施する。

○ 「いじめ」アンケート

本校に在籍する全ての児童に対して「いじめ」アンケートを実施する。調査結果は早期にまとめ、緊急性を要する事例があった場合は速やかに管理職・生活指導主任・学級担任が連携し該当児童及び関係する児童に個人面談等の事実確認等所要の措置をとる。

(2) 「いじめ」相談体制

児童及び保護者が「いじめ」に関する相談を行うことができるように以下の相談体制の整備を行う。

○ 「いじめ」相談窓口

「いじめ」相談窓口を設置し児童や保護者との面談を行える環境を整える。「いじめ」相談担当を選任し児童、保護者に周知する。相談場所は校長室、保健室等相談者が安心して相談できる環境で行う。

○ スクールカウンセラーの活用

中津市教育委員会と連携しスクールカウンセラーとの連携を図る。

(3) 「いじめ」につながる児童の問題行動の把握

「いじめ」は表面的に現れにくく、「いじめ」につながる行為の把握は児童の些細な変化を教職員がいかにつかむかにかかっている。

○ 休み時間

昼休み等授業時間以外の児童の行動を定期的に観察し、人間関係や問題行動を把握していく。担任以外の教職員が気づいた場合は些細なことでも担任に必ず伝える。

○ 様々な活動の中から予兆を感知する

「特定の児童の授業中の発言を笑う」「望ましくない交換日記をやり取りしている」「意識的に遊びからはざされている」等、学校生活の様々な場面で児童が発するサインを察知し、その都度指導をしていく。

(4) いじめの防止に関わる資質の向上

「いじめ」防止に関する教職員研修を年間計画に位置づけて実施し、「いじめ」防止に関する職員の資質の向上を図る。

○ 「いじめ」関連研修

「いじめ」防止対策研修…年3回

- ・人権的視点にたった各学年の実態や気になる子どもの情報交換・指導体制の確認
- ・「いじめ」に関する各種研修（日常の指導・緊急時や重篤な事案に対する研修）

(5) ネット上のいじめへの対処

インターネット等のネットワークの特殊性による危険を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルや犯罪について最新の状況を把握し、児童に対して情報モラル教育を積極的に行って行く必要がある。特にネット上に流出した事項については、回復不可能な損害を当事者に与えることに留意し、徹底した指導が望まれる。また、ネット上の「いじめ」発見には、保護者との連携が不可欠であるため、保護者にも情報モラルに関する情報を提供し協力をお願いする。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、掲示板等の削除など迅速な対応を図る必要がある。個人情報の流出、人権侵害・法令違反等の犯罪など事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対処しなくてはならない。

①「ネット上のいじめ」とは

パーソナルコンピュータや携帯電話（スマートフォン）等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷、個人情報等をネット上の掲示板等不特定多数に公開される可能性があるもの
に書き込んだり、メール等を送ったりするなどの方法による「いじめ」を行うもの。

②「ネット上のいじめ」の未然防止

学校では、特別活動や道徳等の時間を活用し、ネットモラルに関する学習をカリキュラムに位置づけ学年の発達段階に応じた指導を行う。しかし、学校での情報モラル教育だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠となる。このことから、「ネット上のいじめ」に対しては保護者と緊密に連携し指導に取り組むことが重要となる。

また、児童との面談やアンケート調査を活用して利用実態や人間関係の把握に努め情報の収集を行うとともに、些細な兆候を見逃さずに指導していく必要がある。

〈児童への指導のポイント〉

- ・発信した情報は、すぐに広まること。特に不特定多数に広まった場合事実回収は不可能であること。
- ・匿名の書き込みであっても司法機関によって容易に特定できること。
- ・法に違反した行為は明確な犯罪であること。
- ・ネット上での発言や書き込みが重大な人権侵害になることがあり、命にかかわる事例や個人情報の流出等回復不能な損害を与える場合があること。
- ・チェーンメールの内容は架空のものであり、転送は絶対にしないこと。転送することでネットいじめの加害者になること。
- ・不適切な書きこみ等を発見した場合はすぐに学校へ伝えること。

〈保護者への啓発に関すること〉

- ・児童のパソコンや携帯電話等の情報端末を第一義的に管理するのは保護者の責任であり、フィルタリングやルール作り等、家庭で必要ともわれる対策をとってトラブルの未然防止をしなければならない。
- ・情報端末によるアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識をもつこと。
- ・子どもがメールやインターネットを利用する際は内容や履歴を確認する習慣や子どもとの信頼関係を築くこと。
- ・「ネット上のいじめ」は容易に被害者にも加害者にもなりうるという認識をもつこと。
- ・家庭で、「ネット上のいじめ」に気づいた場合は、できるかぎり早く学校や関係機関に相談し被害の拡大を防ぐ必要があること。

③早期発見・早期対応

個人情報を書き込み等、発見した場合は早急に対応をしなければならない。具体的な対応方法を児童や保護者に助言し協力して取り組む場面が生じる。状況によっては学校や保護者だけでは解決が困難な事例も考えられるため、警察等専門機関との連携が必須となる。

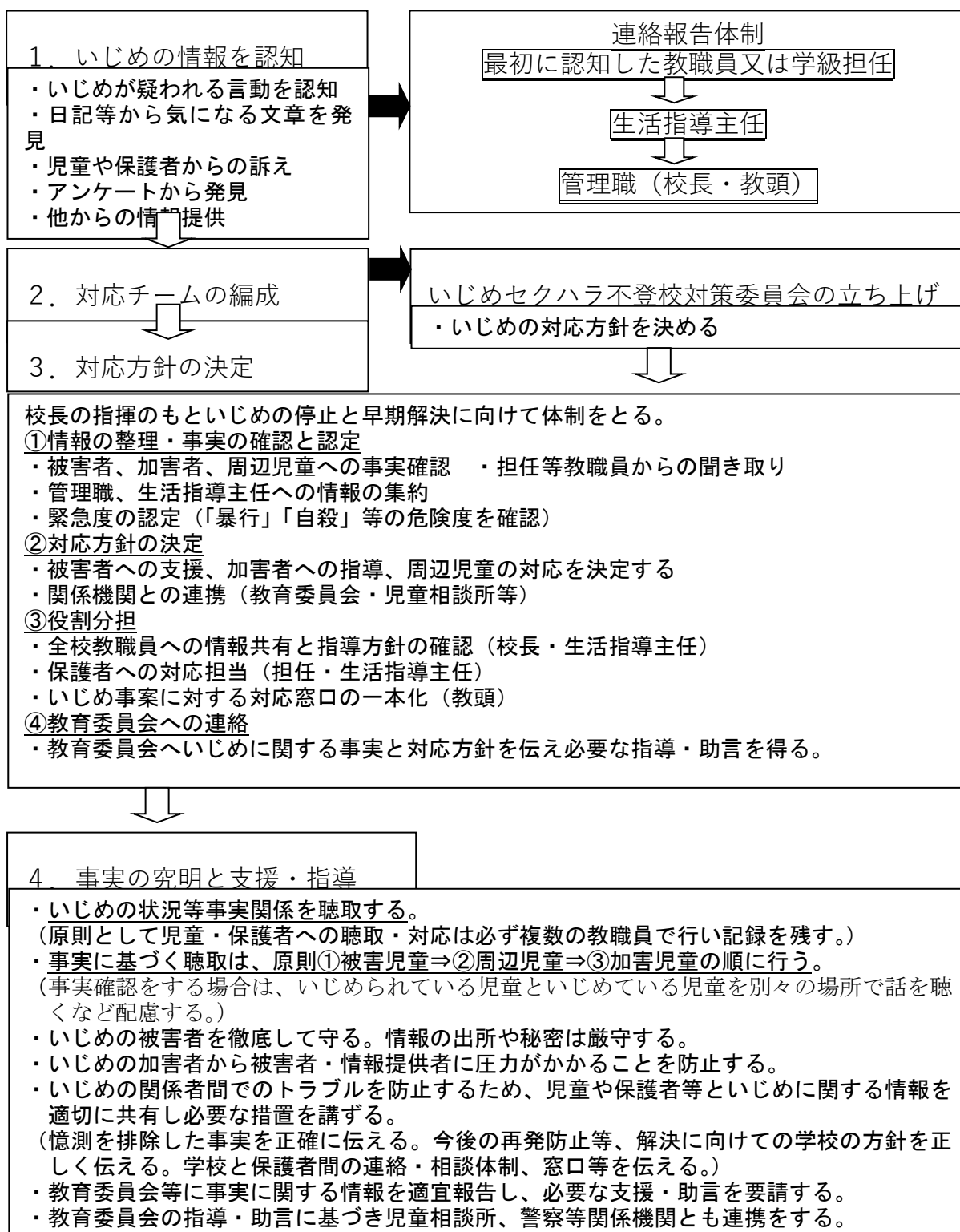
〈発見後の対応〉

- ・「どこで」「いつから」「どのようにして」など事例について具体的に把握する。
- ・被害の拡大を防ぐため専門機関や専門的な知識を持つ人に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。
- ・関係者によるトラブルが拡大する可能性があるため、事実関係や必要な情報を保全する。
- ・状況によって教育委員会、警察等に相談し適切な対処を行う。

5 いじめを認知した場合の対応

「いじめ」の事実が確認された場合は、その「いじめ」をただちにやめさせ、「いじめ」に関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。さらに速やかに管理職等関係職員に報告し適切な対応を速やかにとらなければならない。

〈組織的対応の展開〉



5. いじめに関係する児童（保護者）への指導（対応）

①いじめ被害者への対応

- ・いかなる場合でも、学校はいじめられた児童の味方になる。
- ・担任等、児童が話しやすい教職員が対応する。
- ・学校はいかなるいじめも絶対にゆるさない姿勢を示す。
- ・被害児童のよいところを認め、はげます。
- ・いじめている側の児童との今後の関係や指導について、被害者の気持ちにそった指導をする。
- ・被害児童と日記や面談等を定期的に行い不安や悩み、その後の経過等を確認し安心して学校生活がおくれるようにする。

②いじめ加害者への対応

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然とした指導をする。
- ・対応する教職員は中立的立場で事実確認を行う。
- ・自分はどうするべきだった、これからどうすべきか反省させる。
- ・被害者のつらさやきつさに気づかせ、自分がわるいことをしたとの自覚をもたせる。（被害者へ謝罪する場合は、被害者の心情を考慮して慎重に行う。）
- ・いじめは決して許されない行為であり、安易に被害者への責任転嫁をさせない。
- ・日記や面談等を行い、再発防止やその後の経過を把握し、必要に応じて指導する。
- ・授業や学校生活の中でよさを認め、プラスの行動に向かわせる。

③周辺児童への対応

- ・いじめは、学級・学年全体の問題として対応し、いじめの問題に教職員が本気で取り組んでいることを示す。
- ・いじめの事実を告げることは、つらい立場にある人を救うことであり、命と人権を守る立派な行為であることを伝える。
- ・周囲ではやし立てていた者やいじめと知りながら傍観していた者も、いじめの関係者であるという認識を示す。
- ・被害者の気持ちに寄り添わせる指導を行い、今後、いじめの無い学級づくりに向けて力を合わせていくことを確認する。
- ・学級活動や道徳等の時間で、いじめについて考えていく。

④保護者への対応（被害者の保護者との連携）

- ・事実があきらかになった時点で、速やかに保護者と話し合いを持ち、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校の方針を具体的に伝え、今後の支援について保護者と十分に話し合う。
- ・保護者から児童の様子等の情報提供を受け、今後の指導に生かす。
- ・対応の経過はこまめに伝えるとともに、保護者の要望等に丁寧に耳を傾け、保護者との信頼関係を醸成する。

⑤保護者との連携（いじめ加害者の保護者との連携）

- ・事実関係を把握した後、児童とともに事実確認を行う。被害児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と学級の状況等を伝え、指導に対する理解と協力をお願いする。

6. 関係機関との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、生徒指導連盟等の機関を活用し相互協力する体制を整えておく。

「いじめ」が暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては中津市教育委員会及び中津警察署、中津児童相談所等関係機関と連携し対応する。特に児童の生命、心身の安全が脅かされる場合には速やかに通報する必要がある。

児童の背景等、家庭的要因が考えられる場合は、民生児童委員等の協力を視野に入れる。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」のほか、「いじめにより相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

なお、「相当な期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席している場合は、適正に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものと捉え、適切に対応し、校長が判断する。

② 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となり、スクールカウンセラー等の心理・福祉等の専門的知識を有する者やスクールサポーターなどの外部専門家を加えた「いじめセクハラ不登校対策委員会」で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する「大分県いじめ解決支援チーム等」に対し解決に向けた支援、助言を求める。

(2) 学校による対処

① 調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査にあたり、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するもので、当該調査が、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、たとえ不都合なことがあっても、学校がその事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るための調査であると認識し、学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

② 調査結果の提供

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しつつ事実関係等その他必要な情報を適時・適切な方法により説明し、提供する。

アンケート調査等の実施により得られた調査結果は、いじめられた児童生徒または保護者に提供する場合があることを調査に先立ち在校生やその保護者に説明する等の措置をとること。

③ 調査結果の報告

重大事態について学校が実施した調査結果は、教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童生徒または保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告書に添えて教育委員会に報告する。

④ 学校の設置者である教育委員会が調査の主体となる場合

学校の設置者の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。